

健全化判断比率及び資金不足比率を公表いたします。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が昨年公布され、19年度決算をもとに本年度から健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することとなりました。

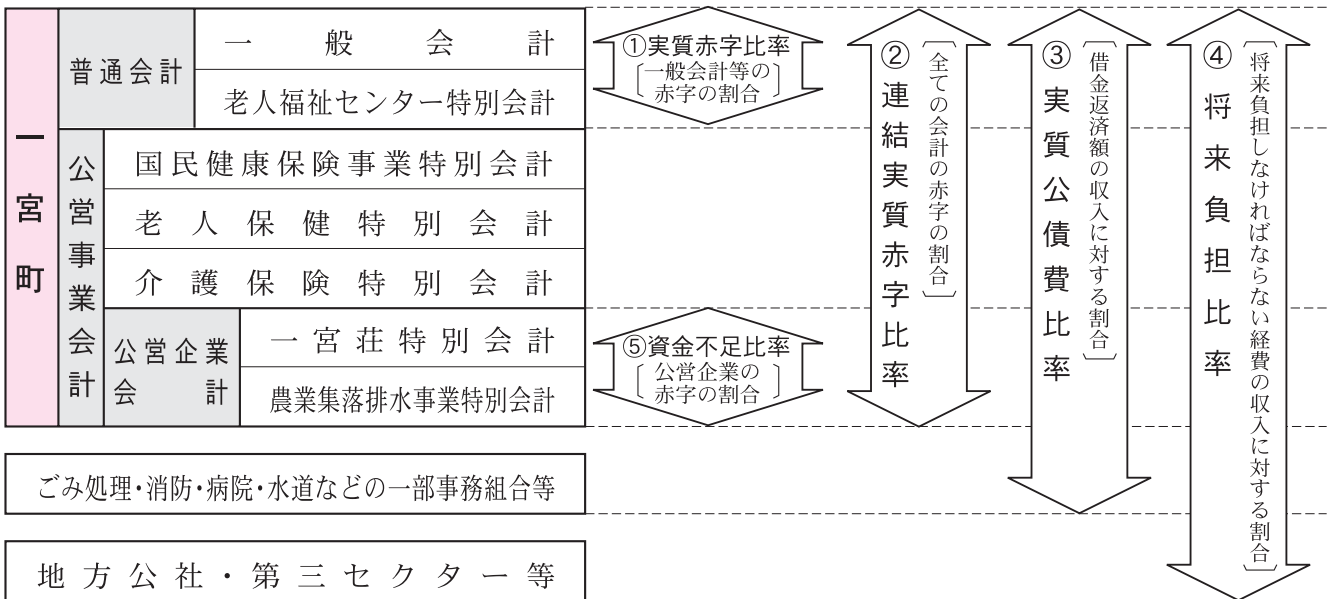
これまで、地方公共団体が健全財政であるか、破綻状態にあるか、の2通りで判断していましたが、今後は健全と破綻の中間にあたる早期健全化団体を定め、破綻前に早期是正を図ろうとするものです。一宮町の各比率は、下記のとおりとなりました。

指 標	平成19年度	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
① 実質赤字比率	—	15.00	20.00
② 連結実質赤字比率	—	20.00	40.00
③ 実質公債費比率	12.7	25.0	35.0
④ 将来負担比率	121.7	350.0	

会 計 名 等	平成19年度	経営健全化基準 (イエローカード)
⑤ 一宮荘特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

健全化判断比率の対象範囲は？

対象会計等を図にすると次のようになります。



健全化判断比率の概要

実質赤字比率・連結実質赤字比率は、歳入から歳出を引いた実質収支額が赤字でないため、数値がありません。また、実質公債費比率や将来負担比率については、早期健全化基準の範囲内です。

しかし、19年度決算では町の貯金である財政調整基金を取崩しての財政運営や経常収支比率を見ると、公債費・扶助費・繰出金等の増加により、対前年5.0%増の92.6%になるなど、財政状況は更に厳しくなっております。今後も事務改善を図り、健全財政に努めて参ります。

(参考:千葉県内56市町村で見ると、実質公債費比率の平均は12.1%で順位は36位、将来負担比率の平均は102.7%で順位は35位です。)

早期健全化基準・経営健全化基準を超えると？

いわゆるイエローカードで、財政健全化計画を策定し、計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

財政再生基準を超えると？

いわゆるレッドカードで、事実上国の管理下に置かれ、起債や単独事業の実施が大幅に制限されます。(鉛筆1本買う事も、自由に出来なくなると言われています。)